住所　大阪市大正区鶴町４丁目11番７－1112号
全真子　昭和51年３月21日生
住所　大阪市浪速区下寺３丁目４番３号
陶勤　昭和56年４月13日生
住所　神戸市北区山田町小部字出坂山10番地５
全佳宏　昭和42年３月23日生
住所　神戸市東灘区深江北町１丁目８番９号
車頌　平成３年11月28日生
住所　神戸市東灘区住吉宮町１丁目22番14号
李佳織　昭和49年９月13日生
住所　神戸市須磨区大田町３丁目４番25－603号
李真希　昭和60年２月19日生
住所　兵庫県芦屋市朝日ケ丘町４番７－308号
裵光泰　昭和56年10月22日生
住所　千葉県市原市五所1566番地２
李直生　平成元年４月15日生
住所　福井市大東２丁目３番18号
安順花　昭和46年12月26日生
住所　東京都小平市上水新町１丁目５番22号
裵千鶴　昭和43年３月20日生
住所　広島市西区小河内町１丁目16番１号
崔永龍　昭和47年５月24日生
住所　福岡県鞍手郡小竹町大字新多28番地２
李義行　昭和19年11月18日生
申龍仙　昭和23年３月29日生
住所　神戸市長田区蓮宮通５丁目２番地３
朴俊治　昭和46年７月９日生
申愛子　昭和51年５月13日生
朴大惺　平成22年１月25日生
朴煌大　平成24年１月15日生
朴璿子　平成26年10月31日生
住所　神戸市東灘区魚崎南町２丁目５番18－301号
金伽倻　昭和55年10月22日生
住所　兵庫県尼崎市南塚口町５丁目12番24号
徐庭先　昭和13年10月10日生
住所　兵庫県加古川市加古川町粟津421番地７
朴伸弥　昭和51年１月23日生
住所　千葉県市原市加茂２丁目８番地14
朴正善　昭和54年７月15日生
黄国花　昭和53年８月20日生
朴俊盈　平成16年８月12日生
朴俊威　平成22年９月１日生
住所　神奈川県綾瀬市大上１丁目23番34号
フェルナンド・ケンジ・デ・アルメイダ・サクライ　昭和54年10月３日生
住所　神奈川県厚木市毛利台２丁目３番10号
全英守　昭和32年９月18日生
住所　東京都中央区日本橋堀留町１丁目３番21－807号
李俊哉　昭和34年４月２日生
住所　京都市南区吉祥院西浦町49番地３
朴戒剣　昭和15年２月10日生
劉百合子　昭和16年８月15日生
住所　三重県伊賀市上野忍町2412番地５
朴佑植　昭和40年２月６日生
住所　埼玉県上尾市西宮下２丁目28番地３
姜佐祁　平成３年４月１日生
住所　埼玉県川口市赤井１丁目５番12号
裵載鐸　昭和20年12月14日生
住所　名古屋市南区三吉町４丁目54番地
張俊鉉　昭和36年８月10日生
張泳太　昭和58年７月11日生
住所　神奈川県藤沢市辻堂東海岸１丁目10番３号
李均　昭和54年２月11日生

○外務省告示第三百七十五号

平成二十九年十月二十七日にプノンペンで、カンボジア王国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

平成二十九年十一月九日

外務大臣　河野　太郎

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　三億五千万円
3　署名者
日　本　側　堀之内秀久在カンボジア大使
世界食糧計画側　ナンシー・ウォルター在カンボジア事務所代表

○農林水産省告示第千七百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月九日

農林水産大臣　**齋**藤　健

一　保安林の所在場所　宮崎県延岡市北川町川内名字山瀬山七四三四の五、七四三五、字木口山七九二四の一、七九五四の二二、七九五四の二六
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月九日

農林水産大臣　**齋**藤　健

一　保安林の所在場所　京都府船井郡京丹波町鎌谷奥中山一の四
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を京都府庁及び京丹波町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月九日

農林水産大臣　**齋**藤　健

一　保安林の所在場所　京都府京都市左京区鞍馬本町六九四から六九六まで、六九八
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
本町六九四・六九五・六九八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び京都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月九日

農林水産大臣　**齋**藤　健

一　保安林の所在場所　京都府福知山市字岩崎小字勝山谷六、六の一、七、七の一から七の五まで、九、一二、一三、一五、一六、一九の二、一一六の一、一一六の二、一一六の四、一一六の五、一一七、一一八、八〇一〇、八〇一一、八〇一四、八〇一八から八〇二〇まで、八〇二一の一、八〇二一の二、小字瀧谷二五の二、二七の一、二七の二、二八の一、二八の二、二九の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
小字勝山谷七の三・九・一九の二・一一六の一・一一六の二・一一六の四・一一六の五・八〇一〇・八〇一一・八〇一九・八〇二〇・八〇二一の一（以上十二筆について次の図に示す部分に限る。）、一一七、小字瀧谷二五の二・二七の一・二七の二・二八の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。